

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年3月15日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 競争入札に付する事項

- 1 業務の種類 大分県警察本部管理施設消防用設備点検業務等
- 2 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 委託場所 大分市荷揚町40番 大分県警察本部庁舎別館ほか19施設

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立がなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- 3 最近1年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納していない者であること。
- 4 自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- 5 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格により、消防及び防災用機器の資格の認定を受けている者であること。
- 6 当該消防用設備を点検することができる消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者であること。
- 7 本店、支店又は営業所（契約等に係る委任を受けたもの）の所在地が大分県内にあること。
- 8 入札説明書に定める入札参加資格証明資料（以下「証明資料」という。）を提出し、確認を受けた者
- 9 上記8の証明書類を提出した日から開札日までの間に、県の指名停止措置を受けていない者

三 契約条項を示す場所及び日時

- 1 場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館6階
大分県警察本部警務部会計課用度・管財係
TEL097-536-2131 内線2255
- 2 日時 平成28年3月15日（火曜日）から同月31日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時00分から午後5時45分までの間

四 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項

- 1 入札説明書の配付
 - (1) 場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館6階

大分県警察本部警務部会計課用度・管財係

TEL097-536-2131 内線2255

- (2) 日時 平成28年3月15日（火曜日）から同月31日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時45分までの間

2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記二の8の入札参加資格の確認を受けるため、入札説明書に定める証明資料を次のとおり提出しなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(1) 提出の時期

平成28年3月15日（火曜日）から同月31日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時45分までの間

(2) 資料の提出先

四の1の(1)に同じ。

(3) 資料の提出方法

持参とする。

五 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館10階 101会議室
※ 大分県庁舎本館10階101会議室にて受付、入札を行うものとする。
- 2 日時 平成28年4月1日（金曜日）午前10時40分
※ 受付は、午前10時30分から

六 入札保証金に関する事項

免除する。

七 契約保証金に関する事項

免除する。

八 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 金額の記載がないもの
- 2 入札に関する条件に違反したもの
- 3 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- 4 郵送による入札
- 5 入札参加条件を満たさない者又は、虚偽の申請を行った者のした入札

九 最低制限価格に関する事項

設定しない。

十 落札者の決定方法

- 1 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 2 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。再度の入札においても落札者がいないときには、同法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行するものとする。
- 3 落札となるべき同価の入札をしたものが二人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

十一 その他

- 1 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- 2 入札は、所定の様式の入札書によりすること。
- 3 その他不明の点がある場合は、大分県警察本部警務部会計課用度・管財係に問い合わせること。